

障害がある方に配慮した 軽自動車税の減免制度があります

問い合わせ 市民税務課 ☎592127

障害がある方のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たすものは、申請により軽自動車税を減免します。

※ 軽自動車には原動機付自転車（125cc以下）、二輪車（250cc以下）および二輪の小型自動車を含みます。

対象となる軽自動車

次の表の区分（ア）から（オ）のいずれかに該当するもの。

| 区分 | 軽自動車（注1）の所有者 | 運転者 | 使用の目的 |
|-----|--------------------------|-------|-----------------------------|
| （ア） | 本人（注2） | 本人 | 特に問わない |
| （イ） | 家族（注3） | 本人 | 本人の通学、通院、通所、生業等のために専ら使用すること |
| （ウ） | 本人 | 家族 | |
| （エ） | 家族 | 家族 | |
| （オ） | 身体障害者等（注2）のみで構成される世帯の構成員 | 常時介護者 | |

（注1）「軽自動車」：自家用車に限る。

（注2）「本人」：身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者。（「身体障害者等」）

（注3）「家族」：本人（身体障害者等）と生計を一にしている人。
※ 障害の級・程度によっては、対象とならない場合があります。

減免申請の手続き

5月31日（水）まで市民税務課で申請を受け付けています。

5月初旬に軽自動車税納税通知書を発送する予定です。納税通知書に同封された案内文で、減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などを確認してください。



構成員の納付方法

米合衆国軍隊の構成員やその家

族の所有する軽自動車（Aナンバ

ーの車両）に対する税金は、通常

の納付書での支払いはできません。

市民税務課で証紙を購入し、納税

してください。支払窓口は市民税

務課に限りますのでご注意くだ

さい。
※ 銀行やその他の金融機関では取り扱っていません。

固定資産の縦覧・閲覧ができます

問い合わせ 市民税務課 ☎592129

（注）本人確認書類

1点で済むもの

マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の写真付の身分証明書

2点必要なもの

健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の身分証明書など

○縦覧帳簿の縦覧方法

手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

○納税通知書は4月上旬に発送します

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。（第1期納期限は5月1日（月）です）

○課税明細書は申告に使えます

固定資産税・都市計画税の明細（資産の所在、課税標準額、税額などを明記）は、納税通知書と一緒につづられています。

※ 資産が多い場合は、別紙となっていることがあります。ご注意ください。

課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用することができます。大切に保管してください。

| | 縦覧帳簿の縦覧 | 固定資産課税台帳の閲覧 |
|------------|--|---|
| 期間 | 4月3日（月）～ 5月1日（月） (土・日曜日、祝日 を除く) 8時30分～17時15分 | 4月3日（月）～随時 (土・日曜日、祝日 を除く) 8時30分～17時15分 |
| 縦覧・閲覧場所 | 市民税務課固定資産税係（市役所2階） | |
| 縦覧・閲覧ができる方 | ○固定資産税の納稅者 ○納稅者と同居の家族 ○代理人 | |
| 必要なもの | ○本人確認書類（注） ○委任状（代理人が縦覧するとき） | |
| 手数料 | 無料 | 1件につき200円 (ただし縦覧期間中 は無料) |